The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代の漢字字体についての一考察 : 国定読本・文部省刊行の整理案を資料として
Author(s)	楊, 晶沫
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 2002, 36, p. 21-36
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47918
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

近代の漢字字体についての一考察

――国定読本・文部省刊行の整理案を資料として――

楊　昌　洙

一、はじめに

一九四六年「当用漢字表」が、また一九四九年には「当用漢字字体表」が内閣訓令・告示として発表された。その結果一般的に使用される漢字の形態は一字種につき一字形が定まり法令・公用文をはじめ教科書・新聞・雑誌などに広く行われるようになり、一九八一年の「常用漢字表」を経て今日に至っている。これらの案が成立する以前は活字や手書き文字の規範が共存しており、漢字一字種につき複数の字形が使用されていた。そのような状況について江守氏の記述を以下に挙げる。

明治に入り、活版印刷の発達にともなって漢和辞典が普及し、これが従来の行書・楷書による識字に大きな影響を与え、漢字の字体の認識を混乱させる結果となった。漢和辞典に示された字体は『康熙字典』を基準に

した明朝体という活字体であり、楷書といちじるしく異なった字体であった。このような字体を康熙字典体または単に字典体という。それでも、初めのうちは小学校などでの「習字」によって楷書を身につけ、活字体に親しむ機会がふえたにせよ、実際に書く字は楷書体によっていた。しかし、しだいに学者は字典体で字体を解説するようになり、楷書に最も通暁した書家でさえ、楷書と字典体とを混ぜて書くようになった。また、小学校の教科書が国定となったが、『国語読本』（国語教科書）では、楷書と字典体とが無秩序に混在し、その状態がのちの文部省活字や教科書体活字にまで引きつがれた。[1]

まとめると活字、漢和辞典などの普及により『康熙字典』の字形を規範とする新しい「字典体」（以下、『康熙字典』の字形を「字典体」と称する）がひろまり、それが従来の楷書の字形と混ぜて書かれるようになった結果、その影響が当時の国定国語教科書にまで及ぼされたということである。このような状況を解消するべく文部省は漢字字体に対する整理案を出すことになるが、そのうち大正八（一九一九）年文部省普通学務局から発表された「漢字整理案」を挙げることができる。この案は「文部省が体系的に漢字の字体を整理した最初のもので、その後の漢字字体整理案に大きな影響を与えた」[2]ものとして位置づけられる。当案は手書きによる整理案であり、そのまえがきには「現今我ガ国ニ行ハル、漢字ヲ見ルニ、其ノ字形音訓及ビ用法等ニ於テ整理ヲ要スベキモノ甚ダ多シ。今字形ニ就キテ之ヲ見ルニ、従来一般ノ標準タル康熙字典ニ於テモ、マ、統一ヲ欠キ或ハ煩冗ニ失スルモノアリ。（以下略）」[3]のように、案を出すに至った状況についての記述が見られる。またその「凡例」には「（一）本案ハ尋常小学校ノ各種教科書ニ使用セル漢字二千六百余字ニ就キテ、字形ノ整理ヲ行ヒ其ノ標準ヲ定メタルモノナリ。」[4]との記

述が見られ、初等教育の場での使用が念頭に置かれている点が注目される。更に当案は「凡例」（二）の「本案ノ整理方針ハ簡便ヲ主トシ、慣用ヲ重ンジ活字体ト手書体トノ一致ヲ図ルニ在リ。」という方針から分かるように、「漢字整理案」は一般的に使用されることを前提とした字形である「標準体」と、それより簡単で慣用が久しい字形として二三〇余字の「許容体」を区別して挙げている。更に「凡例」（三）の「本案ハ康熙字典ノ字形ヲ本トシテ整理ヲ行ヒタルモノナリ。（略）」とし、基本的には『康熙字典』をベースにして字形が整理されていることが分かる。当然案の性格上、初等教育との関連性も予想されるがその点に関しては次の記述が注目される。

（略）以上の漢字整理案は、将来ひろく国民教育に採用する見込であるが、とにかくこれを世に公にして批評を求めるといふ建前であつたので、国定教科書にはまだ採用されなかつた。その後大正十年六月臨時国語調査会を設置し、まづ常用漢字の調査を進めて、同十二年五月常用漢字表一千九百六十字を発表した。しかるに、其常用漢字表中に百五十四字の簡易字体が採用されて居るので、その関係上常用漢字全体にわたつてこれを簡易化し、その統一をはかる必要が痛感された結果、大正十四年十月常用漢字表の字体を整理した「字体整理案」が発表された。その整理方針はさきに発表された「漢字整理案」におけるものとほゞ同様のもので、小学校の国語読本、すなわち現在のいはゆる旧読本には大分採用されたのである。(5)

右の記述のように、「字体整理案」(6)の方針は「漢字整理案」とほとんど同じものであった。その方針は記述のように「旧読本」に多く採用されているとあるが、引用文は昭和一三（一九三八）年国語審議会答申の「漢字字体整理案」(7)に関するものであり、時期的に「旧読本」とは第三期の国定国語教科書（以下「三期読本」と呼ぶ(8)）であると

考えられる。「字体整理案」は三期読本刊行後に発表されているのでこの三期読本に採用されたのは「漢字整理案」の字形と考えられる。右の記述は「字体整理案」の方針が直接三期読本に反映されたというよりは、「漢字整理案」から受け継がれた同じ方針の字形が採用されているという、結果論的なものと考えるほうが妥当であるようである。

以上の点を踏まえて江守氏の記述について再考すると、国定国語教科書の中で少なくとも三期読本に関しては、ある程度基準を設けたまとまった整理案（ここでは「漢字整理案」）の方針が反映されている点で、全く「無秩序」に字典体と楷書体とが混在しているとは言えないと考えられる。そこで本稿では「漢字整理案」と三期読本を字形の面から比較し、その採用における傾向性や特徴について考察することによって両者の関連性について追求する。考察に当たっては細かい字形についての言及は行わず、「漢字整理案」の方針が三期読本へ採用される全体的な見通しを見いだすことに重点をおいた。

二、漢字字体整理案の分類項目

本節では具体的な字形の整理方針として「漢字字体整理案」を参考にした分類項目を挙げる。(9)「漢字整理案」「漢字字体整理案」は共に採用字形を項目別に挙げているが、「漢字整理案」の分類項目は詳細な分類を行っていない。これに対し「漢字字体整理案」は全分類項目を一一項に分け更にその下位に具体的な漢字の例を挙げながら一二〇余りの項目を立てている。その分類項目は「漢字整理案」の方針をも含むものである。

分類項目を以下に挙げるが各項目に付けた番号は基の資料のものを便宜的に変えている。以後各項目を表す場合はその番号を用いて示すことにする。「↓」の上の字形が字典体、下の字形が整理方針による字形であり（整理方

針による字形を以下「整理体」とする）、（　）内の漢字は該当項目に当たる漢字であるが、便宜上現行の字形で示す。

ア、縦ノ線ヲ伸シタモノ

1　高→高（亭豪高隔）　2　回→回（回廻壇）　3　角→角（角解觸）　4　己→巳（記紀）　5　a画→画　b　号→号　c　號→號　d　誇→誇　e鼻→鼻

イ、縦ノ線ヲ縮メタモノ

1　周→周（周調彫）　2　告→告（告酷）　3　唐→唐（唐糖）　4　甫→甫（博縛敷）　5　勇→勇（勇湧）　6　a北→北　b　書→書

ウ、横ノ線ヲ伸シタモノ

1　廿→丗（革靴僅勤歎漢度渡）　2　a　力→カ（別）　b　力→カ（万）　3　a　某→某　b　冊→冊　c　与→与

エ、横ノ線ヲ縮メタモノ

1　a　ヨ→ヨ（婦尋）　b　ヨ→ヨ（急）　2　毒→毒（構講）　3　巨→巨（巨距拒）

オ、画ノ数ヲ増シタモノ

1　片→片（片版牌）　2　旨→旨（旨指）　3　今→今（今吟琴）　4　牙→牙（牙邪）　5　束→束（刺策）　6　巳→巳（巻危範）　7　反→反（報服）　8　免→免（免勉晩）　9　雇→雇（確鶴）　10　卑→卑（卑碑）　11　奇→奇（奇下洟租）　12　a　延→延　b　馱→駄

カ、画ノ数ヲ減ジタモノ

1　艹→艹（花芳墓猫）　2　辶→辶（近速導）　3　者→者（者煮諸都）　4　a　宜→宜　b　臭→臭　c　殺→殺　d　寛→寛　5　堇→堇（僅勤）　6　黄→黄（黄廣横）　7　a　具→具　b　隆→隆　8　秝→林（暦歴）　9　成→成（成誠盛）　10　羊→羊（差着）　11　夂→夂（修務變）　12　采→采（菜彩採）　13　會→會（会絵）　14　曾→曽（曽僧増）　15　黑→黒（黒墨黙）　16　柬→東（煉練欄）　17　舟→舟（舟航盤）　18　母→母（毎梅繁）　19　示→ネ（社祈福）　20　a　廾→卉（奔憤異）　b　奥→奥

キ、運筆ヲ変ヘタモノ

1　半→半（半伴判）　2　平→平（平坪評）　3　尖→尖（券巻拳）

4 小→ツ（幣尚鎖） 5 爪→ヅ（援乳爵） 6 儿→ハ（究突深） 7 a 八→ソ（兌兼尊） b 八→ソ（悦） 8 戸→戸（雇偏啓肩炉） 9 系→系（系係孫） 10 舍→舎（舎捨） 11 夭→天（橋） 12 壬→王（呈程） 13 丰→主（害憲契） 14 耒→耒（耕） 15 善→善（善繕喜） 16 冫→ミ（冬終寒） 17 次→次（次姿資） 18 雨→雨（雨雲） 19 羽→羽（羽翁習弱） 20 入→人（内丙全） 21 冎→冎（骨滑禍過） 22 令→令（令鈴領） 23 亡→亡（亡忙忘望） 24 a 力→ク（負像） b 刀→ク（免絶） c 力→儿（没） d 刀→ア（頼） 25 彑→彐（緑録縁） 26 夕→夕（然燃） 27 夕→ヅ（揺謡將） 28 爭→争（争浄静） 29 产→产（産顔） 30 坴→幸（熱藝） 31 缶→缶（御禦） 32 朮→朮（述術） 33 麻→麻（麻摩磨） 34 兪→俞（諭愉輸） 35 吳→呉（娯誤） 36 a 刃→刄 b 邦→邦 c 丸→丸 d 瓦→瓦 e 四→罒 f 軌→軌 g 考→考 h 教→教 i 抂→在 j 簡→簡 k 綱→網 l 整→整 m 惠→惠 n 姬→姫

ク、組立ヲ変ヘタモノ

a 默→黙 b 點→點 c 護→護 d 勳→勲

ケ、小異ヲ統一シタモノ

1 a 月冃→月（朝勝服前愉） b 月月→月（肌肥肺肖育胃） c 円→月（青晴請） d 月→月（有賄） 2 a 西→西（西煙） b 襾→西（要覆）

コ、簡易ナ字体ヲ採ツタモノ

I 一部デ全部ヲ代表サセタモノ

a 絲→糸 b 蟲→虫 c 聲→声 d 醫→医 e 條→条

II 一部ヲ省イタモノ

a 隨→随 b 隱→隠 c 聽→聴 d 應→応

III 別体ヲ採ツタモノ

1 吅→囗（単品繰） 2 僉→僉（倹険） 3 廷→辷（従縦） 4 臼→旧（児稲） 5 并→并（瓶餅） 6 巠→圣（径軽） 7 睪→尺（択釈駅） 8 戔→戔（銭残賤） 9 婁婁→娄（数楼） 10 倉→食（飢飲） 11 良→良（郎廊） 12 a 皀→艮（即郷） b 皀→艮（既節） 13 曷→曷（掲渇謁） 14 㬎→显（湿顕） 15 雚→雀（勧観権） 16 爿→丬（壮装寝） 17 a 炊→ツ（労）

b 𠬝→𠬝（挙） c 𠬝→𠬝（覚） d 𠬝→𠬝（留） e 巛→𠬝（巣） 18 凶→凶（悩脳） 19 齒→歯（歯齢） 20 褱→褱（壊懐） 21 兩→両（両満） 22 參→参（参惨） 23 鹿→庶（鹿麗） 24 齊→斉（済剤） 25 壽→寿（寿鋳） 26 爲→為（為偽） 27 帶→帯（帯滞） 28 乘→乗（乗剰） 29 區→区（区駆欧） 30 䜌→亦（変蛮湾） 31 賣→売（続読） 32 發→発（発廃） 33 𡿺→迷（継断） 34 詹→旦（担胆） 35 龍→竜（竜滝） 36 萬→万（万励） 37 弗→厶（仏払） 38 樂→楽（楽薬） 39 a 惡→悪 b 歸→帰 c 鬪→闘 d 燒→焼 e 樣→様 f 疊→畳 g 攝→摂 h 犧→犠 i 解→觧 j 來→耒 k 竊→窃 l 證→証 m 假→仮 n 控→扣 o 據→拠 p 鐵→鉄 q 對→対 r 燈→灯 s 肅→粛 t 淵→渊 u 爐→炉 v 鹽→塩 w 缺→欠 x 豐→豊 y 龜→亀 z 蠶→蚕 a1 所→听 b1 圖→図 c1 圓→円 d1 壹→壱 e1 實→実 f1 黨→党 g1 氣→気 h1 靈→霊 i1 寶→宝 j1 當→当 k1 晝→昼 l1 臺→台

三、「漢字整理案」と三期読本の字形比較①

本節では「漢字整理体」と三期読本を字形の面から比較し三期読本での整理体採用の様相について考察する。表一には二節の記号でいうとアからケまでの項目を整理してある。

表一の「漢字整理案の整理体」には「漢字整理案」で字典体の字形を変形して掲載しているもの、つまり整理体を挙げた。[10] 二節で言えば「→」の下の形態に当たる。項目数が二節で挙げた数より少ないのは「漢字字体整理案」で字典体を変形させた漢字の範囲が「漢字整理案」より増加しているためである。「整理体採用」には「漢字整理

案」の整理体がそのまま三期読本でも採用されているものを挙げた。「字典体採用」の項は「漢字整理案」では整理体であるが三期読本では字典体（「↓」の上の形態）が採用されているものを挙げてある。「字種なし」には該当する漢字が三期読本で見いだせない項目の記号を挙げる。(11)

表一　漢字整理案と三期読本の比較①

項目	漢字整理案の整理体	三期読本の字形							
		整理体採用	字典体採用	字種なし					
ア	2 3 4 5b 5c 5e		2 3 4 5c 5e	5b					
イ	1 2 3 4 5 6a 6b	1 2 5 6a 6b	4						
ウ	1 2a 3a 3b	1 2a 3a		3b					
エ	2a 2b	2a		2b					
オ	1 5 6 7 8 10 11 12a 12b	5 8 12b	1 6 7 11 12a	10					
カ	1 2 3 4c 4b 5 6 8 9 10 11 12 13 14 15 18 20a 20b	2 3 4c 6 9 10 11 13 14 15 20a	1 5 8 12 18 20b	4b					
キ	1 2 3 4 5 6 7a 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 20 22	1 2 4 5 6 7a 9 13 14 15 16 17 18 20 22	10 11 21 24b 25 28 31 36e	3 36b 36f 36m					
	36k 23 36l 24a 36m 24b 24d 25 28 29 31 33 34 35 36b 36d 36e 36f 36g 36h 36i 36j	23 24a 24b 29 33 34 35 36d 36g 36h 36i 36j 36k 36l							

ク	a c b	a d	c
ケ	1a 1b 1c 1d 2a 2b	1a 1b 1c 1d 2a 2b	
計	九六	六一	二六	九

表一のように、「漢字整理案」の整理体は九六項目ある。この項目に該当する字形以外のものは当案では字典体になっているといえる。つまり「漢字整理案」には、字典体をそのまま採用した字形とそれを変形した字形が掲載されており、後者は表一に挙げる九六項目に収まることになる。この九六項目の整理体のうち三期読本にも採用されているものが六一項目に当たるのである。「漢字整理案」の方針を採用しているとする三期読本ではあるが当案の整理体全てを取り入れてはいないことが分かる。二節の分類項目の例で分かるように、表一の項目の中には画の長短に関するもの（ア～エ）、画数の増減に関するもの（オ・カ）、運筆を変えたもの（キ）、組立を変えたもの（ク）、小異を統一したもの（ケ）などがあるが、全ての項目で整理体が多く採用されている点が注目される。これらには字典体の字体[12]をを大きく変えることのないものが多く含まれている点で共通している。つまり、画の長短の変更（イ～エ）はその骨組みを壊すものではない。また画数の増減（オ・カ）でも字典体と整理体の差が一画程度でその差が大きくないと考えられるものである。また運筆の変更（キ）には画の方向を変えたものが多く含まれているが、三期読本では整理体四一項目のうち二九項目が採用されている。小異の統一（ケ）では全ての項目で整理体が三期読本に採用されており、画数・字体の面で同じである部分的な形態はあえて字典体に戻して区別すること

なく統一している様子が見られる。

一方、三期読本の二六に当たる項目では表のように「漢字整理案」の整理体ではなく字典体が採用されている。項目別に見ると、字典体の縦画を伸ばしたア、画数を増加させたオ、画数を減少させたカ、運筆を変えたキにわたっている。これらは、整理体と字典体の間で字体の差があると判断されたものと考えられる。言い換えると、画数が異なる場合でも骨組みである字体が変わると判断される場合、運筆を変えた字形の画数が字典体と顕著に異なる場合、画数が変わらないとしても部分的な漢字の形態を変形させた結果もとの字典体とは字体が異なると判断される場合などには字典体を優先して採用する三期読本の方針が反映されていると考えられるのである。

以上、「漢字整理案」の整理体の三期読本への採用について見てきた。三期読本の漢字をその形態から、字典体と字典体を変形した字形から構成されていると見た場合、後者の字典体を変形した字形は表一の調査項目の範囲でいえば「漢字整理案」の整理体から取り入れたものが多く、両者の関連性をうかがわせる。結果的に三期読本に採用されている字典体以外の字形は「漢字整理案」の整理体を取り入れられたものであるという点での「秩序」は見られると言えそうである。その反面「漢字整理案」に見られる九六項目の整理体の中でどの項目を選び採用するかという選択の面では恣意的な側面も見られる。

四、漢字整理案と三期読本の字形比較②

本節では二節の分類項目「コ」について考察する。この項目を別に扱ったのは項目名のとおり「簡易ナ字体ヲ採ツタモノ」だからである。この項目に属するものには二節の例で分かるように字典体の一部のみで全体を代表させ

るもの、またその一部を省略したもので画数が二画以上変わるものが多く、字典体に比べ字体が大きく変わっている項目がほとんどである点で表一の場合とは性格が異なるといえる。表二ではそのような項目を挙げているが、体裁は表一と同じである。「漢字整理案の整理体」には「漢字整理案」の整理体を挙げ下段ではそれらの項目が三期読本で整理体、字典体のいずれの形態になっているかを挙げた。項目Ⅲを四つの欄に区分してあるが、整理の便から機械的に分けたのみで特別な意味は無い。

まず「漢字整理案の整理体」に注目するとほとんどが「許容体」に属していることが分かる（太字が「標準体」、それ以外は「許容体」）。「漢字整理案」は二六〇〇余字の漢字の字体を整理したものであり、形態の面から見ると大きく字典体をそのまま取ったものと、字典体を変形したものとに分けることができる。これらは一般的に使用されることを念頭において採用された「標準体」に当たる。この「標準体」に対して「古字俗字略字等ヲ問ハズ、標準体ニ比シ簡単ニシテ書キ易ク、又ハ慣用ノ久シク且広キモノヨリ之ヲ採用」[13]するという方針で設けられたのが「許容体案」であり、二節の例からも分かるように字典体とはその骨組みである字体が異なるものが多く含まれている。「許容体」は、「標準体」にすでにある字形に加えて別に設けられた字形で「標準体」全てに対して採用されているのではなく数では約二三〇余字になる。結局許容体は標準的な規範とする「標準体」に対して、「使用を許す」という意味の字形であると考えられ、付随的な性格を持っていると言えよう。

表二　漢字整理案と三期読本の字形比較②

項目	漢字整理案の整理体	三期読本の字形						
		整理体採用	字典体採用	字種なし				
I（五）五	**a** **b** c d e	a b	c d e					
II（四）三	a **b** c d		a c d	b				
III（八二）	4 **5** 7 8 9 **10** **11** **12a** **12b** **13** 14 15 17a 17b 17c 17e	5 10 11 12a 12b	4 7 8 9 15 17a 17c 17e	13 145 17b				
1～17e								
18～38	19 21 22 23 24 26 27 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38		19 21 22 23 24 26 27 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	24				
39a～39t	**a** b e f g i j l m n o p q **r** t		a b e f g i j l o p q r t	m n				
39u～391l	u w **x** **y** z a1 b1 c1 d1 e1 f1 g1 h1 i1 j1 k1 l1	y	w x z a1 b1 c1 e1 g1 h1 i1 j1 k1 l1	u d1 f1				
計	七四	八	五六	一〇				

表二で三期読本に注目するとほとんどの項目で整理体ではなく字典体のほうが採用されている点が目立つ。「漢字整理案」の七四項目の整理体のうち、五六項目で三期読本には字典体が採用されているのである。これは字典体

と骨組みが大きく異なる字形は採用しようとしない三期読本編纂の方針によるものと考えられる。しかし中には表のように八項目で整理体が採用されているものも見られるがいずれも「漢字整理案」で「標準体」に分類されいる字形のみである。これらは「漢字字体整理案」の項目（二節）では「簡易ナ字体」であるが「漢字整理案」では「標準体」と規定されており両者の扱いが異なるものである。つまりこれらの整理体は、「漢字整理案」以後の案（ここでは「漢字字体整理案」）では「簡易な字体」とされ別扱いされている字形である。しかしそのような字形が、「漢字整理案」の「標準体」として三期読本に取り入れられているということは両資料の関連性を強く物語ってものと考えられる。

五、まとめ

以上、「漢字整理案」と三期読本の字形の比較を通してその影響関係について考察を行った。その結果、三期読本の漢字の中で字典体と異なる字形は「漢字整理案」から取り入れたものということがある程度いえそうである。しかし三期読本は「漢字整理案」の整理体を全て取り入れてはおらず、字典体の一部を変形したもの、画数を増減させるとしても一画程度の範囲内の差に収まるもの等は採用しているが、字典体と、その骨組みである字体が大きく異なる整理体は採用していない。また「漢字整理案」の整理項目全てが採用されていない点でその選定には恣意性があるともいえる。

本稿では「漢字整理案」の字形の三期読本への影響という点に注目し、その全体的な傾向性の把握を試みたが、細部に至って漢字の字形を細かく検討するところまでは至らなかった。また二節の分類項目に例示されている漢字

の範囲も掲載されている漢字全てではない点で更に多くの漢字字形を検討する必要があると思われる。以上の点は全て今後の課題としたい。

註

(1) 江守賢治（一九八八）「字体・筆順の指導」『漢字講座12漢字教育』明治書院

(2) 井之口有一（一九八二）『明治以後の漢字政策』日本学術振興会

(3) 文化庁（一九九六）『国語施策沿革資料11漢字字体資料集（初案集成1）』による。漢字は現行の字形に変えた。以下の引用文の場合も同様。

(4) 注(3)の文献による。

(5) 保科孝一「漢字字体整理案(1)明治四五年以来の懸案」（『東京朝日新聞』昭和一三（一九三八）年七月二八日）

(6) 大正一〇（一九二一）年六月「臨時国語調査会」が設置された。同会は大正一二（一九二三）年に「常用漢字表」を公示した。同表には一五四字の「略字表」が含まれている。この「常用漢字表」の字体を整理したものが大正一五（一九二六）年臨時国語調査会が発表した「字体整理案」であり、「漢字整理案」の方針を受け継いだ所が多い。

(7) 「漢字字体整理案」は昭和九（一九三四）年一二月に文部大臣の諮問機関として設置された国語審議会が昭和一三（一九三八）年七月に答申したものである。基になったものは昭和六（一九三八）年五月に発表した「常用漢字表」である。

(8) 国定国語教科書は明治三七（一九〇四）年使用開始の第一期から昭和二二（一九四七）年使用開始の第六期まで全六期にかけて発行された。このうち第三期の教科書は大正七（一九一八）年から使用されはじめたもので、正式な名称は『尋常小學國語讀本』である。全一二巻であり、大正七（一九一八）年から大正一二（一九二三）年までに刊行されている。

(9) 注(3)の文献によった。なお、項目中「十、二体以上ノ一体マタハ二体ヲ採ツタモノ」は調査対象から除いた。

(10)　該当漢字が無い場合や、項目の字形と一致しない場合などの理由で取り上げていないものもあるが、ここに挙げた整理体は「漢字整理案」に見られる字典体を変形した字形をほとんど含めており、全体の傾向を把握する上では問題がないと判断した。

(11)　三期読本での漢字の有無の判断は高梨信博（一九八八）「小学校学年別配当漢字の変遷表」（『漢字講座12漢字教育』明治書院）によった。

(12)　昭和五六（一九八一）年発表の「常用漢字表」の「前書き（付）字体についての解説　第一　明朝体活字のデザインについて」では漢字の字体を「文字の骨組み」としている。本稿でもこの定義に従い「字体」を装飾的な要素を除いた「骨組み」と規定しておく。

(13)　注(3)の文献による。この記述は「許容体案」の「凡例（一）」に述べられているものである。

字形判断に使用した資料

○『康熙字典』
文化庁文化部国語課（一九九九）『明朝体活字字形一覧』（上）（下）
○「漢字整理案」
文化庁（一九九六）『国語施策沿革資料11漢字字体資料集（初案集成1）』
○第三期国定国語教科書
文部省『尋常小學國語讀本　大正時代全巻揃』（『第三期國定國語教科書　巻一～巻十二』秋元書房一九七〇年）

（大学院後期課程学生）

A study of the form of Chinese characters in Meiji period : Mainly based on Textbook of Japanese compiled by the Ministry of Education and the *Kanji-Seiri-An*

YANG Changsu

In the Meiji period books using movable type and Chinese character dictionaries were common. Since they adopted the forms of Chinese characters used in *Kokijiten* (which we will call "*Koki*-forms"), the use of their forms spread among the public. *Kaisyo*-forms had been used, before *Koki*-forms were adopted. As a result, they had gradually been used simultaneously in one text in spite of the differences in their forms and characters with the same meaning had often been written in different forms. It is often said that the forms in that period were disorderly even in the Textbook of Japanese compiled by the Ministry of Education (abbreviated as "T. M.E."). But, in 1919, to deal with the need for an agreed set of forms, the Ministry of Education announced the *Kanji-Seiri-An* (an arrangement of Kanji-forms). This set one form for one character, taking the *Koki*-forms and *Kaisyo*-forms into consideration. Hoshina said that T.M.E. which was published in 1918 adopted the forms proposed in *Kanji-Seiri-An*. In the present article, I will consider the relevance between the forms used in these two texts, and examine the criterion to select the forms in T.M.E.

キーワード：第三期国定読本　漢字整理案　標準体　許容体　康熙字典体